

年齢と保育の必要性の有無によって3つの認定区分があります。
 教育・保育給付認定を受けて利用する施設の3歳児(1号認定は満3歳)～5歳児の保育料は無償となります。

認定区分	年齢	保育の必要性	教育・保育時間	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間(約4時間)	施設型給付を受ける幼稚園 認定こども園(幼稚園部分)
2号認定	満3歳以上	あり	保育標準時間(11時間)	保育所、認定こども園(保育所部分)
3号認定	満3歳未満	あり	保育短時間(8時間)	小規模保育事業所

◆施設等利用給付認定(一時的に子どもを預けたい場合を含む)

認定こども園や幼稚園の預かり保育事業、教育・保育給付認定を受けずに利用できる施設の保育料なども、以下の認定を受けた場合は無償化の対象となります。
 幼児教育・保育の無償化の概要はP44～45をご覧ください。

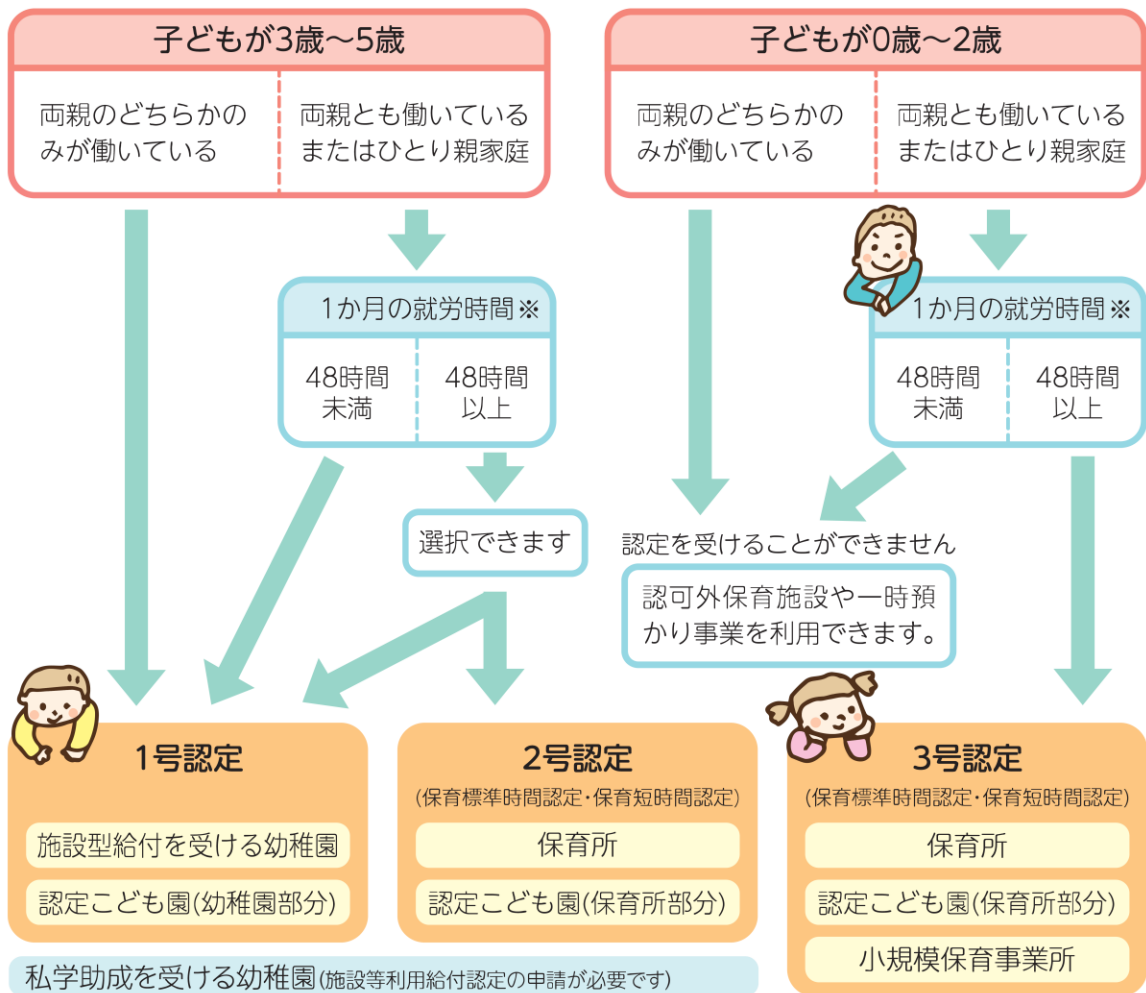
認定区分	年齢・支給要件	保育の必要性	対象施設等
新1号認定	満3歳以上	なし	私学助成を受ける幼稚園
新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した子ども	あり	・各幼稚園、認定こども園の預かり保育事業利用者
新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子ども	あり	・認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

保育の必要性の認定を受けることができるのは、保護者のいずれもが次の事由に該当し、保育の利用が必要と認められる場合です。2・3号認定で施設を利用する場合は、保育を必要とする事由により、保育標準時間認定(11時間の利用)または保育短時間認定(8時間の利用)になります。

	事由	内容	保育の必要量
1	就労	1か月に48時間以上就労している場合 ※自営業、農業、夜間勤務、内職を含む	月120時間以上 保育標準時間認定 月120時間未満 保育短時間認定 ※原則
2	妊娠・出産	妊娠中または出産後間もなく、兄弟の保育ができない場合	保育標準時間認定
3	疾病・障がい	病気や心身に障がいがある場合	保育標準時間認定
4	介護・看護	同居または長期入院している親族を常時介護又は看護している場合	保育標準時間認定
5	災害復旧	火災、風水害、震災などの復旧にあたっている場合	保育標準時間認定
6	求職活動	求職活動(起業準備を含む)を行っている場合	保育短時間認定
7	就学	学校または職業訓練校に就学している場合	就労に準じる
8	育児休業	既に施設を利用しているお子さんの保護者が育児休業を取得する場合 *育児休業事由での新規入所はできません	保育短時間認定
9	その他	上記の1～8に類するものと認められる場合	

- *事由により、認定期間が限定され、利用も認定期間内となります。
- *育児休業取得中の場合又は就労開始予定の場合は、入所月の翌月15日までに就労を開始する必要があります。
- *給付認定の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の申請をしてください。変更申請受理日が20日(閉庁日の場合は前閉庁日)までのものは翌月からの変更になります。

◆ 教育・保育給付認定区分フローチャート(保護者の就労を例にした場合)



※「就労時間」は休憩時間を含みます

幼児教育・保育の無償化の概要

問 子育て支援課 支援担当 TEL.22-5111(代)

無償となる内容は、お子さんの年齢や利用している施設によって異なります。〔クラス〕は4月1日時点での年齢をいいます。）

保育料・預かり保育料の無償化対象者と無償化額

			0歳児クラス ～2歳児クラス	満3歳児	3歳児クラス ～5歳児クラス
グループA	保育所 認定こども園(保育認定) 小規模保育事業所		住民税非課税世帯 の子ども(全額)	—	全ての子ども (全額)
グループB	認定こども園 (教育認定) 施設型給付を受ける 幼稚園	教育 時間	—	全ての子ども (全額)	全ての子ども (全額)
		預かり 保育	—	保育の必要性がある 住民税非課税世帯の子ども (日額上限450円 月額上限16,300円)	保育の必要性がある 子ども (日額上限450円 月額上限11,300円)
グループC	私学助成を受ける 幼稚園 (教育時間は保育料 と入園料が対象)	教育 時間	—	全ての子ども (月額上限 25,700円)	全ての子ども (月額上限 25,700円)
		預かり 保育	—	保育の必要性がある 住民税非課税世帯の子ども (日額上限450円 月額上限16,300円)	保育の必要性がある 子ども (日額上限450円 月額上限11,300円)
グループD	認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業		保育の必要性がある 住民税非課税世帯の子ども (月額上限42,000円)	—	保育の必要性がある 子ども (月額上限37,000円)

※住民税非課税世帯とは、給付認定保護者及びその配偶者、その他の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る)が市民税非課税の場合をいいます。

※延長保育料、食材料費、通園送迎費、送迎費、行事費などは無償化対象外です。

◆ 副食費について

グループA

グループB

グループC

3歳児(グループB・グループCは満3歳)から5歳児の副食費については、施設が設定する料金を直接施設にお支払いいただきます。

ただし、次の①～③に該当する場合は、副食費の支払いが免除(グループCは補助)されます。

①年収360万円未満相当世帯のお子さん

②就学前の最も年長のお子さん(グループB・グループCは小学校3年生)から数えて第3子以降のお子さん

③ ①、②以外の方で同一世帯の最も年長のお子さんから数えて第3子以降のお子さん

◆ 預かり保育料について

グループB

グループC

新2号・新3号認定(P27参照)を受けて、預かり保育を利用した場合対象となります。認定こども園や幼稚園に預かり保育料をお支払いいただき、後から施設等利用費(保育料相当分)を支給します。(算定のイメージ)

	①預かり保育料	②利用日数	③上限額 (450円×②利用日数)	無償化対象 (支給限度額) ①と③を比べて低い方	実費負担額
Aさん	4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
Bさん	9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

グループA

グループD

預かり保育はグループB及びCの施設で行う事業のため、グループA及びDは対象となりません。

◆ グループDの事業の利用について

グループA

グループDとの併用については無償化対象外です。各施設で設定した料金をお支払いください。

グループB

グループC

市内の幼稚園及び認定こども園では十分な水準(平日8時間以上及び開所日数200日以上)の預かり保育が提供されているため、グループDとの併用については無償化の対象外ですので、各施設で設定した料金をお支払いください。

市外のグループB及びCをご利用の方は、市に直接お問い合わせください。

グループD

グループA～Cの施設を利用しておらず、グループDの事業などを利用した場合、上限額までが無償化の対象です。

保育の必要性の認定を受けた	・認可外保育施設利用者	3歳児クラス～5歳児クラス	市町村民税非課税世帯 0歳児クラス～2歳児クラス
		月額上限37,000円まで無償(認可外保育施設保育料を含めた総額の上限額)	月額上限42,000円まで無償(認可外保育施設保育料を含めた総額の上限額)
	・教育・保育施設等を利用していないお子さん	3歳児クラス～5歳児クラス	市町村民税非課税世帯 0歳児クラス～2歳児クラス
		月額上限37,000円まで無償	月額上限42,000円まで無償